

◆助成金情報

キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)

令和 3 年度新設(障害者雇用安定助成金からの移管)の助成金です。障害のある有期雇用労働者等を正 規雇用または無期雇用に転換した事業主に支給されます。

【助成金の概要】

障害者の雇用促進と職場定着を図るために、次のふたつのうちいずれかの措置を、継続的に講じた事業

主に支給されます。 A:有期雇用労働者を正規雇用労働者(多様な正社員を含む)または無期雇用労働者に転換する B:無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する

【対象となる労働者】

- ・申請事業主に通算6カ月以上雇用されている有期雇用労働者または無期雇用労働者
- ・転換を行った時点で次のいずれかに該当する労働者
 - ① 身体障害者 ② 知的障害者 ③ 精神障害者 ④ 発達障害者 ⑤ 難病患者 ⑥ 高次脳機能 障害と診断された者
- ・就労継続支援A型事業所おける利用者でない
- ・雇入れ時点において正規雇用または無期雇用への転換が予定されていない

など

【対象となる事業主】

- ・雇用保険適用事業主
- ・雇用保険適用事業所ごとにキャリアアップ管理者を置いている
- ・対象労働者に対してキャリアアップ計画を作成し管轄労働局長の認定を受けている
- ・キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んでいる

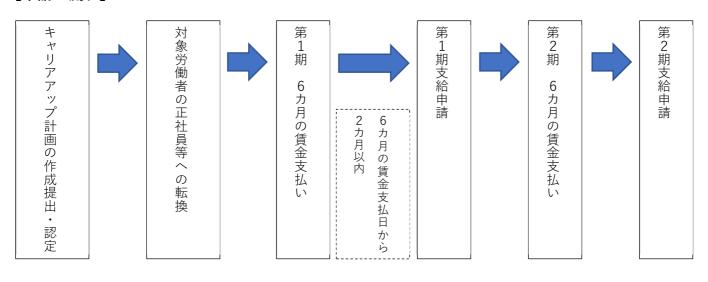
など

【対象となる転換の要件】

- ・対象労働者を、支給対象期の初日から6カ月以上継続雇用し支給対象期分の賃金を支給した
- ・転換した日以降、対象労働者を雇用保険被保険者として適用させている
- ・転換する際に労働者の同意を得ている
- ・転換後6カ月間の賃金を転換前6カ月間の賃金より減額させていない(変動賃金を除く)

など

【申請の流れ】

























【支給額】

対象者一人あたりの額 ()内は中小企業以外の額

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	支給対象期ごとの支給額
重度身体障害者、重度知 的障害者および精神障害 者	有期雇用→	120 万円		60 万円×2 期
	正規雇用	(90 万円)		(45 万円×2 期)
	有期雇用→	60 万円		30 万円×2 期
	無期雇用	(45 万円)		(22.5 万円×2 期)
	無期雇用→	60 万円		30 万円×2 期
	正規雇用	(45 万円)		(22.5 万円×2 期)
重度以外の身体障害者、 重度以外の知的障害者、 発達障害者、難病患者、 高次脳機能障害と診断さ れた者	有期雇用→	90 万円	1年	45 万円×2 期
	正規雇用	(67.5 万円)		(33.5 万円×2 期
				※第2期34万円)
	有期雇用→	45 万円		22.5 万円×2 期
	無期雇用	(33万円)		(16.5 万円×2期)
	無期雇用→	45 万円		22.5 万円×2 期
	正規雇用	(33万円)		(16.5 万円×2 期)

- ※支給額が各対象期の賃金総額を超える場合は賃金総額が上限
- ※詳細は厚生労働省 HP 等をご参照ください。

▶今月の業務スケジュール

労務・経理

- ●9月分の社会保険料の納付
- ●9月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額 の納付
- ●労働保険料(第2期分)の納付(延納申請をし た場合)
- ●労働者死傷病報告の提出(休業4日未満の労働 災害等、7~9月分)

慣例・行事

- ●全国労働衛生週間
- ●健康強調月間
- ●高年齢者雇用支援月間
- ●中小企業退職金共済制度加入促進強化月間



























